

# 平成23年度発注工事における総合評価の評価基準等について

平成23年5月25日  
中部地方整備局 港湾空港部

総合評価落札方式における「審査評価方法の透明性・客観性の確保」及び「事務の簡素化」を図るため、以下のとおり評価基準の見直しを行う。

◆今回の評価基準の主な見直しポイント

1. 企業及び技術者の能力の適正な評価  
→工事規模を踏まえた適正な評価  
→監理技術者経験を有する現場代理人の技術力を評価
2. 総合評価における評価基準の明確化
3. 技術提案資料等の作成に係る負担の軽減  
→簡易型における記載内容の縮減、当部で確認可能な添付資料の廃止等

◆適用時期

平成23年5月1日以降に公告する工事より適用

◆問い合わせ窓口

- 中部地方整備局港湾空港部：nyuusatsu@pa.cbr.mlit.go.jp（担当：品質確保室）
- 評価基準の見直し内容への質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>）に掲載します。
  - ・個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
  - ・公表内容は予告無く変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

# 1. 企業及び技術者の能力の適正な評価

## 企業の施工能力等の評価基準について

評価項目・内容	評価基準	評価基準の考え方	備考
企業の施工能力	同種工事の施工実績	発注機関について、以下の順序で評価する ①中部地方整備局 ②国土交通省（中部地整除く）、他省庁、公団等 ③地方公共団体等 ④民間 類似工事が設定されている場合は以下の順序となる ①同種工事 ②類似工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した工事が対象</li> <li>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る</li> <li>地方公共団体が発注した水深12m以上の係留施設、泊地及び航路については、②と同等と評価する</li> <li>営繕関係工事については、①～④による評価順位は設けず、実績の有無のみで評価する</li> </ul>
	工事成績	中部地方整備局（港湾空港関係）における過去4年間の当該工事工種に係る工事成績評点の評定点合計の平均について、以下の順序で評価する ①平均点80点以上又は直近の過去2年連続平均点80点以上 ②平均点75点以上80点未満 ③平均点70点以上75点未満 ④平均点70点未満又は対象期間に実績がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価該当年度は6月1日で切り替え、公告日を基準日とする</li> <li>例：平成23年5月31日公告の場合 ＝平成18年度から21年度の成績が対象</li> <li>平成23年6月1日公告の場合 ＝平成19年度から22年度の成績が対象</li> </ul>
	優良工事表彰	中部地方整備局（港湾空港関係）の当該工事工種の優良工事表彰について、過去3年間に表彰実績があれば評価する	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価該当年度は8月1日で切り替え、公告日を基準日とする</li> <li>例：平成23年7月31日公告の場合 ＝平成20年度から22年度の表彰が対象</li> <li>平成23年8月1日公告の場合 ＝平成21年度から23年度の表彰が対象</li> <li>公共工事にかかる営業停止処分を受けた場合、処分以前に受けた優良工事表彰については加算評価を行わない</li> </ul>
	安全工事表彰又はその他表彰	中部地方整備局（港湾空港関係）の当該工事工種の安全工事表彰またはその他表彰について、過去3年間に表彰実績があれば評価する	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価該当年度は「優良工事表彰」と同じ</li> <li>公共工事にかかる営業停止処分を受けた場合、処分以前に受けた優良工事表彰については加算評価を行わない</li> </ul>

評価項目・内容	評価基準	評価基準の考え方	備考
技術者の能力	同種工事の施工実績	<p>従事役職について、以下の順序で評価する</p> <p>①監理（主任）技術者</p> <p>②現場代理人（当該工事の工事種別（※）での監理技術者経験あり）</p> <p>③現場代理人（当該工事の工事種別（※）での監理技術者経験なし）</p> <p>④担当技術者</p> <p>発注機関及び同種・類似工事については「企業の施工能力」の「同種工事の施工実績」と同じ順序で評価する</p> <p>※工事種別とは、①「港湾等しゅんせつ」、②「港湾土木」、③「港湾等鋼構造物」、④「空港等土木」、⑤「空港等舗装」の5区分とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年4月1日以降、かつ申請書及び資料の提出期限日までに元請けとして完成・引渡し完了した工事が対象</li> <li>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る</li> </ul>
	優良工事技術者表彰	中部地方整備局（港湾空港関係）の当該工事工種の優良工事技術者表彰について、過去3年間に表彰実績があれば評価する	評価該当年度は「優良工事表彰」と同じ
	同種工事の工事成績	平成13年4月1日以降に完成した地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績であって、工事成績評点の評定点合計が80点以上の場合評価する	優良工事技術者表彰が加算対象となっている場合、本項は評価しない
	継続教育（CPD）のユニット取得状況	<p>土木工事においては、建設系CPD協議会全ての加盟団体のCPDを評価する。各加盟団体の推奨する単位（一定期間あたりのユニット数）を満たしている場合、評価する</p> <p>建築工事においては、建築CPD運営会議参加団体のCPDを、土木工事と同じ考え方で評価する</p>	証明書は、学習履歴の証明期間の末日が、当該工事の公告日前1年以内のものに限り評価の対象とする
地域貢献度	災害協定等による地域貢献の実績	災害復旧の実績に対し、当該工事の公告日より過去5年間に中部地方整備局（港湾空港関係）又は中部地方整備局管内の地方公共団体（港湾・空港・海岸事業関係）から表彰や感謝状を受けた実績がある場合に評価する	
		公告時に、中部地方整備局（港湾空港関係）と災害協定を締結している場合に、活動実績の有無に係わらず評価する	団体が協定書を締結している場合は、その団体と自社との関係が分かる資料（協定における編成表、団体の会員名簿等）が示されているものに限り評価の対象とする
	ボランティア活動による地域貢献の実績	当該工事の公告日より過去5年間に中部地方整備局（港湾空港関係）又は中部地方整備局管内の地方公共団体（港湾・空港・海岸事業関係）から表彰や感謝状を受けた実績がある場合に評価する	

## ◆配置予定技術者の従事実績 申請様式(抜粋)

主任（監理）技術者等の資格・工事経験・継続教育（CPD）  
会社名：

追加

### 新規設定項目

配置予定技術者の従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇 （フリガナを記載）	注1	
法令による資格・免許	一級土木施工管理技士（取得年、登録番号） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）	注2	
工事の経験の概要	工事名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事	
	発注機関名		
	施工場所	都道府県名・市町村名又は港湾名	
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇, 〇〇〇円	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	従事役職・期間	従事役職：現場代理人、主任技術者、監理技術者等 従事期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日	注3
	工事内容		
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無	注4
他工事における「監理技術者」としての従事経験の有無	有 CORINS登録番号：〇〇〇 従事期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事内容：〇〇〇  無	注3・注4・注5	

注3：「工事の経験の概要」において技術者の従事期間が工期よりも短い場合は、実施工程表等、従事期間中の工種が確認できる資料を添付すること。

注4：CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書類の写しを添付すること。

注5：配置予定技術者として、同種工事における「現場代理人」経験者を配置する場合には、他工事（当該工事の工事種別（〇〇）と同じ工事種別に限る）における監理技術者経験の有無を記載すること。

## 2. 総合評価における評価基準の明確化

### ◆簡易型の場合

#### 施工計画書の評価基準について

案件により以下の二つの基準のいずれかを適用するので、入札説明書にて確認のこと。

#### 基準①

評価基準	配点
以下の順序で評価を行う	評価内容が3項目の場合:15点 評価内容が2項目の場合:10点
①:記載内容が具体的かつ適切	
②:記載内容の細部に具体性が欠けるが、履行可能	
③:記載内容が不十分であるが履行可能	
記載内容が不適切	競争参加資格無し

#### 基準②

評価基準	配点
以下の順序で評価を行う	評価内容が3項目の場合:10点 評価内容が2項目の場合:5点
①:記載内容が具体的かつ適切	
②:記載内容が不十分であるが履行可能	
記載内容が不適切	競争参加資格無し

※評価内容とは、工程管理・出来形管理・品質管理・安全管理の4項目から選定する施工計画書の作成対象のことで、案件毎に入札説明書に記載する

## 施工計画書の評価基準(入札説明書の記載【例】)

図面・特記仕様書等に示す当局の標準を踏まえた確実な履行のために配慮すべき事項について、要点を絞った的確な内容を記載するものとする。

なお、評価は施工上配慮すべき事項として記載された内容の適切性・具体性とし、当局の標準と比較して優れた技術の提案であっても評価は行わない。

- ・評価基準については以下も参照のこと。

中部地方整備局港湾空港部ホームページ：

<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>

## ◆標準型の場合

### 総合評価における技術提案の評価基準について

評 価 基 準		配点
	「標準的な施工方法」として記載した内容が適正でない場合	競争参加資格無し
	①関係機関等との調整が必要、施工上の支障が想定される等により施工してはならない ②「当局の標準」と同等の施工方法である ③当該工事において適用範囲外の技術である ④評価項目の趣旨に合致しない ⑤提案に至った着眼理由が記載されていない ⑥施工方法が不明確で効果の有無が判断出来ない	加点しない
効果の程度	着眼点が適切で評価項目に対して効果があり、確実な履行が担保できるものについて、以下の順位で評価する	20点
	①優れた着眼点に基づいた提案であり、高い効果が期待できる	
	②効果があると判断される	
信頼性・創意工夫・新技術活用	1)効果の裏付けの有無 上記「効果の程度」で評価される提案の主要な部分の効果に対する根拠が示され、その効果が当該工事でも期待できる場合加点 ①示された資料から、実績工事において提案を実施することにより、効果が向上したことを客観的に確認できる ②港湾関連民間技術の確認審査・評価で評価された技術、国土技術開発賞を受賞した技術、NETIS活用効果評価で「従来技術より優位性あり」とされた技術 ③第三者機関により優位性を評価された技術	
	2)有効な工夫の有無 ①現場条件への適合性を高める工夫がみられるもの ②過去の実績を踏まえた有効な改善がみられるもの ③提案そのものに含まれない有効な工夫がみられるもの	
	3)新技術活用に対する取り組みの有無 技術提案を履行する上で、以下に該当する新技術を活用する場合加点 ①港湾関連民間技術、国土技術開発賞受賞技術、NETIS登録技術等の使用 ②第三者機関により新技術活用に相当すると認められた技術の使用	

## 総合評価における技術提案の評価基準(入札説明書の記載【例】)

- ・対象とする評価項目について、下記に示す当局の標準に対して、具体的で優れた提案を評価し、内容に応じて加算点を与える。

[当局の標準は以下のとおり]

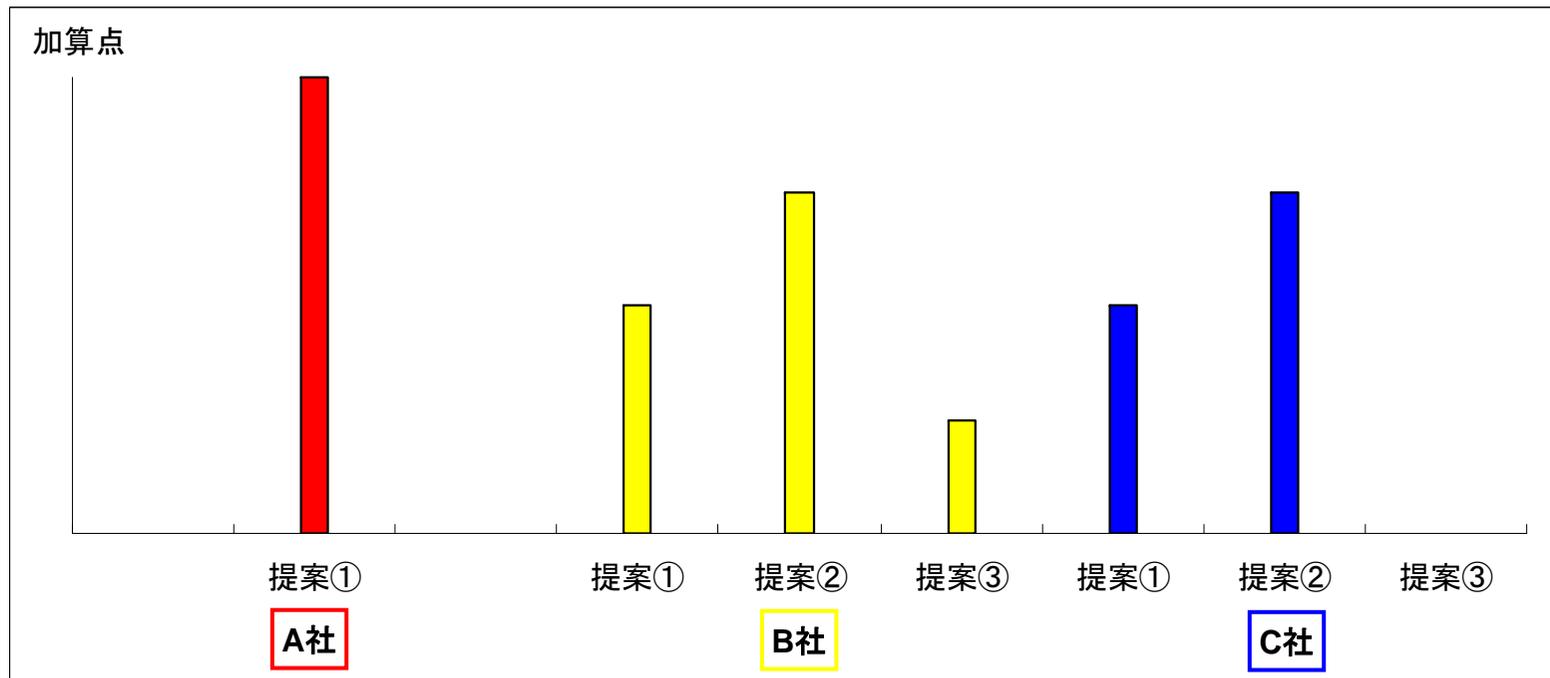
- ・港湾工事共通仕様書(平成23年3月)第1編共通編1章総則、第5章一般施工、特記仕様書を標準とする。
- ・効果・確実性が認められる提案のみ評価する。
- ・提案1つにつき目的は1つに限るものとし、目的が複数の場合は、目的数に応じた複数の提案と見なす。
- ・複数の提案を行った場合は各々個別に評価を行うものとし、相互に関連付けての評価は行わない。
- ・提案は3つまでとし、4つ以上と見なされる提案があった場合、全ての提案を評価しない。
- ・評価項目1つに対し、複数の提案を行った場合、最も評価が高い提案の加算点を当該評価項目全体の加算点とするものであり、それぞれの提案の加算点が合計されるものではない。従って、提案数の多寡により提案者の評価が変わるものではない。ただし、当局が「加点対象として評価する」と通知した提案については、その全てに履行義務が生じるため、留意すること。
- ・提案内容の一部でも不適切な記述がある場合は加点対象として評価しない。
- ・他機関等との調整が必要となる提案は履行の確実性が担保できないことから、加点対象として評価しない。
- ・別記様式－4－2の「評価しない提案内容」に該当する提案については、加点対象として評価しない。
- ・評価基準については以下も参照のこと。

中部地方整備局港湾空港部ホームページ <http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>

## 総合評価における技術提案の評価基準(補足)

### 技術提案の加算点の考え方

評価項目① ○○に関する提案



A社：提案は1つであり、その評価が評価項目①の加算点となり、履行義務がある  
B社：提案は3つであり、最も評価の高い提案②の評価がB社の評価項目①の加算点となる  
また、3つの提案全てが評価されていることから、3つの提案全てに履行義務がある  
C社：提案は3つであり、最も評価の高い提案②の評価がC社の評価項目①の加算点となる  
また、提案③は加点対象として評価されていないことから、提案③には履行義務がない

## 評価しない技術提案について

下表の内容に該当する技術提案については、加算点の付与の対象としない。

なお、下表については入札説明書に添付するが、**内容については変更があり得るので、案件毎に入札説明書にて確認のこと。**

評価しない提案内容
特記仕様書に指定された仕様を変更するもの 例：船舶の追加配備 出来形管理基準値の引上げ 汚濁防止膜のカーテン長の延長 コンクリートの材料変更 ケーソン打設ロットの変更 チェックボーリング等の調査地点数の増 地盤改良本数の増
作業員・安全監視員等の増員
コンクリートに添加剤を追加
鋼殻内側開口部全面に作業床を設置
現場溶接における全自動溶接機の使用
現場での継杭について、横置き溶接を実施
汚濁防止対策としての凝集剤の使用
係船ロープへ補助ロープを設置
AEDの設置
熱中症対策

### 3. 技術提案資料等の作成に係る負担の軽減

#### ◆様式(共通)

#### 企業の信頼性の実績等

実 績 等	災害協定及び災害復旧の実績
災害協定の締結 注1)	協定名称 :  協定を締結している公的機関名称(相手方) : 当方が団体の場合は、その名称 : 協定期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日 協定の内容等: ○○○
災害復旧の実績 注2)	災害復旧に貢献した実績名称:  表彰機関 : 実施場所等 : 都道府県名・市町村名 時 期 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日 実績内容等 : ○○○

注1) 中部地方整備局（港湾空港関係）と締結している災害協定を記載すること。

なお、中部地方整備局（港湾空港関係）との災害協定書、協定における編成表、団体の会員名簿等の写しは不要。

注2) 過去5年間に中部地方整備局管内の地方公共団体（港湾・空港・海岸事業関係）から表彰や感謝状を与えられた場合は、表彰状、感謝状等の写しを添付すること。また、団体で表彰や感謝状を与えられた場合は、その団体と自社との関係がわかる資料も添付すること。

なお、中部地方整備局（港湾空港関係）からの表彰・感謝状については写しは不要。

## 企業の信頼性の実績等

実 績 等	ボランティア活動等
ボランティア活動等 注1)	ボランティア活動名称 :  表彰期間 : 実施場所等 : 都道府県名・市町村名 時 期 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日 内 容 等 : ○○○

注1) 過去5年間に中部地方整備局管内の地方公共団体(港湾・空港・海岸事業関係)から表彰や感謝状を与えられた場合は、表彰状、感謝状等の写しを添付すること。また、団体で表彰や感謝状を与えられた場合は、その団体と自社との関係がわかる資料も添付すること。

なお、中部地方整備局（港湾空港関係）からの表彰・感謝状については写しは不要。



## 施工計画書(簡易)

施工計画については以下のとおりとします。本施工計画が履行可能と認められた場合は、本施工計画に基づいて施工します。

施工上配慮すべき事項について	
出来形管理 (〇〇の出来形管理について)	
■出来形管理上、特に重要な事項	
①〇〇の管理	
②〇〇の管理	
安全管理 (〇〇における安全管理について)	
■安全管理上、特に重要な事項	
①〇〇の管理	※ 1. 特に重要と考えられる内容について、その理由と具体的な対応を簡潔に記載すること 2. 記載する項目数は最大2項目までとすること。なお、記載内容の多寡により評価が変わるものではない 3. 記載内容に一部でも不適切な内容があると判断した場合、欠格となるため、記載に当たっては十分注意すること 4. 特定の船舶機械等を用いて出来形、品質、安全管理を実施することを記載した場合は、履行義務が生じるため留意すること。
②〇〇の管理	

注1) 施工計画書(簡易)は、A4用紙(縦)・1ページ以内で作成すること。なお、規定枚数を超過した場合、超過部分について評価の対象としないことから留意すること。

注2) 施工計画書(簡易)の文字サイズはA4用紙において10ポイント以上、文字色は黒とし、装飾文字としないこと(図・写真等を除く)。

注3) 参考資料の添付は不要

◆様式(技術提案書)＜標準型＞

技術提案書(概要)

技術提案及び標準的な施工方法に関する意志の確認 (1枚目のみに記載する)	
技術提案の有無 (いずれかに「レ」点記入)	有□ 無□
※技術提案が有の場合についてのみ記述 技術提案が不採用となった場合、標準的な施工方法で施工を行う意志の有無。 (標準的な施工方法で施工を行う意志が無い場合で、技術提案が評価されなかった場合は競争参加資格が無くなるため注意すること)	有□ 無□

○○の施工方法		
評価項目①	○○に関する提案	
提案 (3つ以内)	標準的な施工方法	技術提案の概要
①○○○○○○○に関する事項 (標準的な施工方法・技術提案共通の概要を記述)	××に配慮し●●を施工する。 (左記の項目に対応した自社の標準的な施工方法・対策等を具体的に記述)	○○防止するため、◆◆を用いて施工することで□□を図る。 【記載するにあたっての留意事項】 ・技術提案書(詳細)に記載する技術提案の着眼点及び具体的な施工方法の概要を記載すること。
<以下、提案があれば同様に記載>		
工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等について記述する。 ①		

注1) 提案項目数に関係なくA4用紙(縦)・1ページ以内にまとめること。なお、規程枚数を超過した場合は、超過部分について評価の対象としないことから留意すること。

注2) 技術提案を行わない場合、当局が設定した評価項目に対応した自社の「標準的な施工方法」のみを記述。なお、この場合「技術提案の概要」欄への記述は不要。

注3) 技術提案書の文字サイズはA4用紙において10ポイント以上、文字色は黒とし、装飾文字としないこと。

## 技術提案書(詳細)

評価項目① ○○に関する提案	
提案①	○○○○○○○に関する事項（「技術提案書（概要）」と整合していること。）
<p>＜評価方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該評価項目に対して効果が認められる提案のみ評価する。</li> <li>・本提案内容の一部でも不適切な記述がある場合、提案を採用しないため留意すること。なお、提案が採用されなかった場合、記載した「標準的な施工方法」が不適切若しくは「標準的な施工方法」で施工する意志のない場合は競争参加資格無しとするため留意すること。</li> </ul> <p>＜記載要領＞</p> <p>下記（１）～（４）について記載すること。</p> <p>（１）技術提案の着眼点</p> <p>【記載にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目に対して（２）で記す提案に着眼した理由と提案により期待される効果を簡潔に記載する。</li> </ul> <p>（２）技術提案の内容</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center; color: blue;">工夫については②に明記すること</div> <p>①提案の具体的な内容</p> <p>②提案の履行にあたっての工夫</p> <p>【記載にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の実施による効果が判断できるよう、出来る限り具体的に記載すること。</li> <li>・②では、現場条件や過去の実績等を踏まえた、効果を高めるための工夫を記載すること。</li> <li>・「加点対象として評価する」と通知した提案については、（２）に記載した内容を契約書に添付する。</li> </ul> <p>（３）期待される効果の裏付け等</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center; color: blue;">品質管理・出来型管理結果の一部を明記すること</div> <p>①提案により期待される効果の根拠</p> <p>②新技術の活用の有無</p> <p>【記載にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①において、<u>効果の根拠を実績により示す場合は、その内容が客観的に判断できるように、必要な資料を添付する</u>などして記載する。また、港湾関連民間技術の確認審査・評価事業で性能を確認された技術の場合は評価証番号を記載し、当該技術が本工事に適用可能と判断した根拠を記載すること。</li> <li>・②では、提案において新技術情報提供システム（NETIS）の登録技術を活用する場合は登録番号とともに、当該技術が本工事に適用可能と判断した根拠を記載すること。NETIS以外で新技術活用に相当するものについては、その根拠（制度名称、認証機関、登録番号等）を記載する。</li> </ul> <p>（４）その他</p> <p>①工事实績</p> <p>②履行確認方法</p> <p>【記載にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①では、工事での施工実績の有無を確認するため、実績があればその工事のCORINS登録番号、工事名、発注機関名、工期、工事概要を記載し、その施工結果についての課題及び今回の提案における改善点を記入する。</li> </ul>	

注1) 提案1つにつきA4用紙(縦)・1ページ以内にまとめること。なお、規程枚数を超過した場合、超過部分について評価の対象としないことから留意すること。

注2) 技術提案書の文字サイズはA4用紙において10ポイント以上、文字色は黒とし、装飾文字としないこと(図・写真等を除く)。

注3) カタログ・写真・根拠となる資料等の説明を補足する場合は、A4用紙(縦)・2ページ以内にまとめること。カタログ、他社の工法説明書の添付に際しては、その製品、工法によって提案内容が担保できる理由を必ず記載すること。

注4) 技術提案を行わない場合、提出は不要。